

大阪・関西万博「Co-Design Challenge」におけるブランディング・

プロモーション計画実施業務（2023年度）仕様書

1. 概要

（1）業務の名称

大阪・関西万博「Co-Design Challenge」におけるブランディング・プロモーション計画実施業務（2023年度）

（2）目的

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という）は、大きな資本を持たない企業・団体にも参加いただき、デザインの視点を取り入れたプロダクトや社会の仕組みのデザインにチャレンジする、新しい共創の取組である「Co-Design Challenge」（以下、「CDC」という）プログラムを実施している。（※2022年9月16日にて応募終了、2023年3月7日に採択事業12件を公表）

CDCの本格的な展開に伴い、当プログラムのブランディング（知名度・認知度・価値向上や理念の拡散・浸透）及び採択案件の開発過程を幅広い対象に効果的に発信し、年齢・性別を超えたありとあらゆる人々に向けて当プログラムの力強いメッセージを届けることを目的に本件業務を実施する。

（参考）

- ・ 運営参加（第2回）及び「Co-Design Challenge」プログラム募集について
<https://www.expo2025.or.jp/news/news-20220726-01/>
- ・ 運営参加特別プログラム「Co-Design Challenge」開始
<https://www.expo2025.or.jp/news/news-20230307-01/>

（3）業務期間

契約締結日～2024年3月31日(日)

2. 業務内容

（1）計画作成業務

A) 協会ホームページに掲載する採択事業12件の開発の取組に関する記事制作の計画

- ・ 採択案件12件の取材。なお、取材回数は各案件の進捗状況に応じて任意で設定すること。
- ・ 協会ホームページの中に設置するCDC特設ページにおいて掲載する写真付き記事の作成・編集。記事は日本語及び英語の2種を作成すること。また、業務期間内に各採択事業につき最低2回記事を掲載することを想定。

- ・ 1記事あたりの文字数は1,000字ほどを想定。写真も複数枚使用することを想定。
- ・ 記事の掲載に係る許諾関係の手続き。(取材先との調整・交渉等を含む)
- ・ 記事の掲載後の修正業務等その他、当該業務を完遂するうえで必要な事項。
- ・ 上記一連のディレクション・運営体制の確保。

提案のポイント

- ✓ 年齢・性別を問わず幅広い層に各採択案件の魅力をわかりやすく伝えるとともに、取組内容に関心を持っていただける記事となっていること。
- ✓ 各採択案件の紹介を通して、CDCプログラムそのものの理念、コンセプトに対する理解の深まりや共感の醸成につながる内容となっていること。

B) CDCのブランディングに資するプロモーション映像制作の計画

- ・ 協会の広報戦略に沿ったCDCの広報ツールとしての映像の制作。映像の用途としては、主に協会のHP・公式SNSアカウント・各種イベントや採択者が自ら行う広報活動を想定。
- ・ 2分～5分程度の長尺版と30秒程度の短尺版の2パターンを制作すること。ストーリー・内容などに応じて尺の長さは変更可能とする。
- ・ 映像の放映にかかる許諾関係の手続き。(映像の著作権にかかる所有者との交渉等)
- ・ 制作した映像の使用期間は、最低限2025年10月13日までとする。
- ・ 映像の解禁後の修正業務等その他、当該業務を完遂するうえで必要な事項。
- ・ 上記一連のディレクション・運営体制の確保。

提案のポイント

- ✓ CDCプログラムの理念、コンセプト及び今後のプロセスなどを年齢・性別を問わず幅広い層へ分かりやすく簡略に伝えるツールとなっていること。
- ✓ 昨年度制作したプロモーション映像以降、取組が進捗していることが伝わる内容となっていること。

- ・ **【参考】** 昨年度制作したプロモーション映像 (大阪・関西万博なんかはじまってんで物語)フル：<https://www.youtube.com/watch?v=phAfiV5MoTY>
ショート：<https://www.youtube.com/watch?v=gOx2nOHDP14>

C) メディアプロモーションの計画

- ・ CDCの各採択事業の取組を取り上げるメディアを選定し、タイアップを含めたプロモーションの実施。プロモーションにあたっては、A)の記事やB)の動画を素材とする等、具体的な内容を発信できるよう検討すること。なお、選定するメディアの数は問わない(単数・複数いずれでも可)が、業務期間内で採択事業12件すべてを取り上げることが望ましい。メディア露出の規模を極大化する為のイベントの提案も可。
- ・ 上記一連のディレクション・運営体制の確保。
- ・ 参考となる事例(自社実績があれば良いが、他社事例でも可)について例示すること。

提案のポイント

- ✓ CDC プログラムの理念やコンセプトと親和性のあるメディア（イベントの場合は会場など）を選定するとともに、費用対効果を最大化する方法となっていること。
- ✓ メディア露出の規模を追求している提案となっていること。

D) デジタル広告の計画及び“Co-Design Challenge”ロゴ制作の計画

- ・ 税込予算 1,000,000 円程度にて、上記の A) B) C) を有機的に組み合わせることで相乗効果が創出されるような Web・SNS などでのデジタル広告の計画及び“Co-Design Challenge”のロゴ制作の計画。（ロゴは、字体をデザイン面でブラッシュアップし、今後協会の HP 等で統一して使用を想定）

提案のポイント

- ✓ 定められた費用内で最大限の成果をあげる内容を検討し提案すること。
- ✓ デジタル広告に関しては CDC にアドバイザーとして関わる「Expo Outcome Design Committee」のメンバー（以下参考資料の p14 を参照）との連携なども検討・調整すること。

（参考）CDC 説明資料

https://www.expo2025.or.jp/wp-content/uploads/220726_03_2_CDCsetumeisiryou.pdf

- ✓ ロゴ制作に関しては、CDC プログラムの理念やコンセプトと親和性のあるデザイナーを選定し、デザイナー及びその所属を提案書に明記しロゴのイメージをサンプルとして提示すること。

(2) 実施業務

前項で計画した前号 A)、B)、C)、D) のプログラムを実施する。運用方法については、類似の事例等によるケーススタディを踏まえ、実現性を担保する。デザインに関わる業務については、協会の定めるガイドラインを参照の上、協会の承認を受けるものとする。

提案のポイント

- ✓ 契約期間内だけの一過性の効果だけでなく契約期間終了後も、本事業の効果が継続できるような計画を実施すること。
- ✓ 採択案件の開発過程が魅力的に映るような幅広で前広かつ前例にとられないことのないクリエイティブな提案を求める。

(3) 総合調整業務

計画・実施に当たって協会及び協会の指定する者、採択案件関係者、関係する行政諸官庁・部署などと必要な総合調整を行う。

3. 契約上限金額

金 14,950,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、上記金額には前項（１）D）のデジタル広告及びロゴ制作の 1,000,000 円を含む。

4. 求める提案事項について

- （１）本件業務の企画意図、狙いの提示
- （２）各プログラムの企画提案
 - A) ストーリー・コンテンツなどをサンプルなどで提示すること。
 - B) ストーリー・コンテンツ・尺などを絵コンテなどで提示すること。
 - C) メディア選定・手法・内容案などを出来るだけ具体的に提示すること。
 - D) デジタル広告の具体の計画・定量目標を提示すること。ロゴについては候補となるデザイナー及びロゴのイメージをサンプルなどで提示すること。
- （３）業務推進方法、体制及び各担当チームの業務実績
- （４）応募金額総額及び（２）A)、B)、C)、D) 各プログラムの詳細な金額内訳

【提案にあたっての留意事項】

業務実施体制について、共同企業体として応募する場合は、各構成員の実績や能力を踏まえて、どのような業務分担により業務を実施するか提案すること。

5. 成果物・納品期日・場所

① 業務完了報告書

【正 1 部及び電子データ（DOC ファイル、PDF ファイル等）】

- ・成果に至る参考資料の一切を含み業務完了報告書として取りまとめること。

② 提出期限

- ・最終成果物については、提出期限を 2024 年 3 月 31 日（日）とする。

③ 納品場所

- ・協会の指定する場所

6. 業務遂行上の注意

- （１）業務遂行にあたっては、当協会と緊密に連絡をとりながら進めること。
- （２）業務開始にあたっては、契約期間中の作業工程表を提出するとともに、適宜、更新状況を出すこと。
- （３）業務は、委託契約書に定める各条項によるほか本仕様書に基づき施行すること。
- （４）契約後速やかに着手し、定められた期日までに完遂し委託期間終了日まで責任をもって管理を行うこと。
- （５）受託者は、常に当協会職員と密接な連携を図り、当協会の意図を十分に理解した上で作業に着手し、効率的な進行に努めなければならない。
- （６）この仕様の内容に疑義が生じた場合、また業務遂行上特に重要な判断を行う場面では、着手前にあらかじめ当協会職員と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けること。
- （７）本事業において業務上知り得た情報は、他に漏らしてはならない。

- (8) 本業務の遂行にあたり収集した情報については、機密保持に努めるとともに、施錠の徹底や電子データのパスワード設定をするなど万全なセキュリティ対策を講じること。
- (9) この業務に関する打ち合わせや取材等の経費及びその他この業務に付随する必要な経費はすべて受託者の負担とする。
- (10) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は当該紛争の原因が専ら協会の責めに帰す場合を除き、請負者の責任、負担において一切を処理すること。
- (11) 本業務遂行にあたって発生する使用許諾契約や、成果品を二次利用するための手続き等は受託者がすべて行うこと。
- (12) 本業務で作製する動画・ロゴマーク等成果品に係る著作権を含む知的財産権は協会に帰属するものとする。
- (13) この仕様書に記載のない事項については、協会と協議し決定する。
- (14) 本業務は公益財団法人 JKA 補助事業として実施するものであるため、受託者は本業務が競輪・オートレースの収益を広く社会に還元し、社会貢献を果たすためのものであるということをあらかじめ理解したうえで業務を遂行すること。併せて本業務で作成する映像、広告、頒布物等には、「2023 年度 機械振興補助事業 補助事業実施に関する事務手続要領」及び協会の指示に従い、補助事業である旨の表示をすること。

参考 URL : <https://hojo.keirin-autorace.or.jp/>

以上